

令和7年度厚生労働省補正予算案の概要（老健局関係）

厚生労働省 老健局

施策名: 医療・介護等支援パッケージ(介護分野)

令和7年度補正予算案 2,721億円

① 施策の目的

- 国民のいのちと暮らしを守り、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備するため、「医療・介護等支援パッケージ」を緊急措置する。
- 介護分野においては、
 - ・ 他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う。
 - ・ 介護事業所・施設が、物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続するための支援等を行う。
 - ・ ICT等のテクノロジーの導入や経営の協働化、訪問介護・ケアマネジメントの提供体制の確保に向けた取組を支援する。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○				○			

③ 施策の概要

ア 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業

- ・ 介護従事者に対して幅広く月1万円の賃上げ支援を実施し、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対して月0.5万円を上乗せ。
- ・ 併せて、介護職員の職場環境改善を支援。人件費に充てた場合、介護職員に対して月0.4万円の賃上げに相当。

※いずれも半年分

1,920億円

イ 介護事業所・施設のサービス継続支援事業

- ・ 物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、訪問系サービスの訪問・送迎に必要な経費、災害発生時に必要な設備・備品、介護保険施設の食料品の購入費等を支援。

※この他、施設の大規模修繕等に対する支援を実施

510億円

ウ 介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業

- ・ 介護記録ソフト等の介護テクノロジーの導入・定着や、経営の協働化、経営改善を支援するとともに、これらの支援を行う都道府県相談窓口等の機能強化を図り、伴走支援を充実。

220億円

エ 訪問介護・ケアマネジメントの提供体制確保支援事業

- ・ 経験年数が短いホームヘルパーへの同行支援や、中山間地域等における通所介護事業所の訪問機能追加、訪問介護事業所のサテライト(出張所)の設置、居宅介護支援(ケアマネ)事業所の人材確保、シャドウワーク等の業務負担軽減、協働化等を支援。

71億円

④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

「医療・介護等支援パッケージ」の実施により、介護分野において、必要な人材確保、円滑なサービス継続、効率的かつ安定的な介護サービス提供が可能となる。

施策名:ア 介護分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援
(介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業)

令和7年度補正予算案 1,920億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- 〇介護分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況。
- 〇介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う。支援については、持続的な賃上げを実現する観点を踏まえて実施する。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- ①介護従事者に対して幅広く賃上げ支援(※1)を実施。
- ②生産性向上や協働化に取り組む事業者(※2)の介護職員に対して賃上げ支援を上乗せ。
- ③併せて、介護職員について、職場環境改善に取り組む事業者(※3)を支援(介護職員等の人件費に充てることも可能)。

(※1) 処遇改善加算の対象サービスについては加算取得事業者、対象外サービス(訪問看護、訪問リハ、ケアマネ等)については処遇改善加算に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業者が対象。

- (※2) 処遇改善加算の取得に加え、以下の要件を満たす事業者。
- ア) 訪問、通所サービス等
→ ケアプランデータ連携システムに加入(又は見込み)等。
 - イ) 施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等
→ 生産性向上加算Ⅰ又はⅡを取得(又は見込み)等。

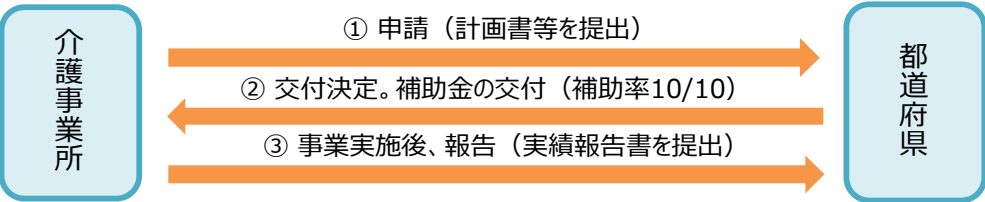
(※3) 処遇改善加算を取得の上、職場環境等要件の更なる充足等に向けて、職場環境改善を計画し実施する事業者(要件は、令和6年度補正予算の「介護人材確保・職場環境改善等事業」と同様)。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- (1) 支給要件・金額
- ①介護従事者に対する幅広い賃上げ支援 1.0万円
 - ②協働化等に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せ 0.5万円
 - ③介護職員の職場環境改善の支援
※人件費に充てた場合、介護職員に対する0.4万円の賃上げに相当

(2) 対象期間: 令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給

【執行のイメージ】



(注) サービスごとに交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給(国10/10で都道府県に支給。併せて交付額算出のための国保連システム改修費用及び国・都道府県の必要な事務費等も確保)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 〇 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援を実施することで、介護サービス提供に必要な人材確保につながる。

施策名:イ 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

令和7年度補正予算案 278億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要となる設備・備品の購入費用等に対する補助を行う。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、介護事業所・施設のサービス類型・規模等を踏まえ、
 - ・ 特に長距離移動が求められる訪問系サービス等においては、訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費、
 - ・ 大規模災害の発生時には、介護事業所・施設への避難も想定されることから、介護事業所・施設について、衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など災害発生時に必要な設備・備品などの購入費用等に対する補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)実施主体
都道府県

(2)補助上限額

- 介護事業所・施設(訪問介護、通所介護、施設系を除く):1事業所あたり20万円
- 訪問介護、通所介護事業所:
規模(訪問回数等)、提供形態に応じて上限額を区分(※)し、
訪問介護 1事業所あたり20万円、30万円、40万円、50万円
通所介護 1事業所あたり20万円、30万円、40万円
- 施設系(特養、老健、介護医療院等):定員1人あたり6千円

(※)訪問介護は延べ訪問回数(200回以下、201回以上～2000回以下、2001回以上)で区分(30万円、40万円、50万円)。ただし、移動経費に着目し、集合住宅併設型は20万円とする。
通所介護は延べ利用者数(300人、600人)で20万円、30万円、40万円の3区分とする。

(3)補助率
国:3/4、都道府県:1/4(都道府県事務費は国:10/10)

(4)補助対象
介護事業所・施設

(5)補助対象経費(例)

[介護サービスを円滑に継続するための対応]

ア. 訪問・送迎の移動の経費などサービス提供の継続に必要な経費
イ. ネッククーラー、冷感ボンチョ、熱中症対策ウォッチ
ウ. 業務用スポットエアコン、サーキュレーター、断熱カーテン など

[大規模災害等への備え]

平時のサービス提供にあたって使用することも可能とするが、災害発生時に使用可能な状態で維持するものとする。
ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資(ローリングストックの初期費用)
イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池
ウ. 衛生用品、医療用品
エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ
オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費

【事業スキーム】

国

補助

都道府県

補助

介護サービス事業所・施設

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 介護サービスの円滑な継続を支援することにより、介護サービスの維持を図る。

施策名:イ 介護施設等に対するサービス継続支援事業

令和7年度補正予算案 210億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

介護保険施設等は、入所者の栄養・心身の状況等を考慮した食事を提供する必要があり、物価上昇の影響がある中でも、食事提供というサービスを円滑に継続するための支援を行う。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

介護保険施設等が、物価上昇の影響がある中でも、食事提供というサービスを円滑に継続できるよう、介護保険施設等の規模等を踏まえ、食料品等の購入費等に対する補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)実施主体
都道府県

(2)補助上限額
定員1人あたり1.8万円

(3)補助率
国:10/10(都道府県事務費 国:10/10)

(4)補助対象
介護老人福祉施設(地域密着型含む)、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

(5)補助対象経費
食材料費

【事業スキーム】



```
graph LR; A[国] -- 補助 --> B[都道府県]; B -- 補助 --> C[介護保険施設等];
```

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・介護サービスの円滑な継続を支援することにより、介護サービスの維持を図る。

施策名:イ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等

令和7年度補正予算案 22億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

・都道府県・市町村が、計画的かつ「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組と一体的に行う老朽化した高齢者施設等の改修・大規模修繕等の取組等を支援し、物価上昇の影響がある中でも、防災・減災対策が推進される環境を整備する。

② 対策の柱との関係

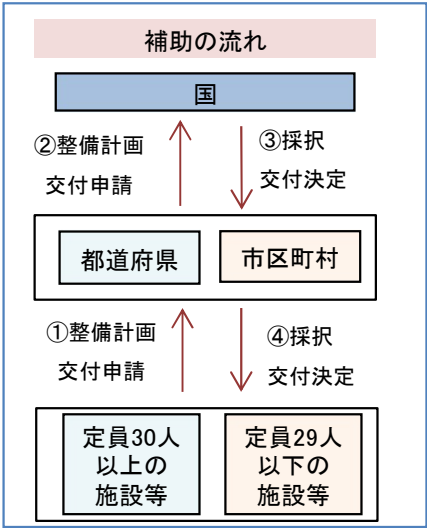
Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○				○			

③ 施策の概要

・広域型施設において、「第1次国土強靱化実施中期計画」に関する取組と一体的に実施する大規模修繕等や、小規模な高齢者施設の改修・大規模修繕等に必要となる経費等を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

対象施設等		基準単価	補助率	実施主体
定員30人以上の特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホームの大規模修繕(※)	・社会福祉連携推進法人等の社員等が運営するもの	61,600千円	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	都道府県 指定都市 中核市
	・「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組を行うもの	29,260千円	国 1/3 自治体 1/3 事業者 1/3	
定員29人以下の小規模施設の改修工事・大規模修繕等(※)	・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス	15,400千円	定額補助	市区町村
	・養護老人ホーム、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、(看護)小規模多機能型居宅介護事業所等	7,730千円		
介護施設等環境改善事業(介護保険事業費補助金)	・北海道管内の入所・居住系の高齢者施設等	2,000千円	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	自治体



※:大規模修繕には、耐震強化のための天井等の非構造部材の落下防止対策等を含む。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

老朽化した高齢者施設等の改修・大規模修繕が進むことにより、保全経費や維持費用等の抑制や国土強靱化対策の一層の推進が図られ、利用者・介護職員の生命・財産の保持や地域における安定的かつ継続的なサービス提供が促進される。

施策名:ウ 介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- ・介護サービス需要の増加への対応や介護人材の確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題である。特に小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人も多く、経営の効率も悪くなるという悪循環に陥りがちである。
- ・また、「省力化投資促進プラン」(令和7年6月13日)において、2040年に▲20%以上の業務効率化を図る必要があるとされており、生産年齢人口が減少していく中、計画的かつ継続的に職場環境改善・生産性向上のための介護テクノロジー等の導入を図っていく必要がある。
- ・こうした状況を踏まえ、介護現場の生産性向上の取組や、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に取り組む介護サービス事業者に対する支援を行うとともに、これらの支援を行う都道府県相談窓口等の機能強化を図り、伴走支援を充実させる。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- ・生産性向上の取組を通じた職場環境改善を推進するため、介護事業所において介護テクノロジー等を導入する費用及び地域全体で導入する費用の補助を行う。また、小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善等の取組など協働化等の支援を行うとともに、経営改善の支援に係るモデル的な事業を実施する。あわせてこれらに要する都道府県等の伴走支援の強化等を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- (1)生産性向上の取組を通じた職場環境改善
- ①生産性向上に資する介護テクノロジー等の導入
- ・見守り機器・介護記録ソフト・インカムについては、業務時間削減効果が確認されているため集中的に支援。特に、小規模事業者も含めこれらのテクノロジーがより広く事業者へ普及するよう支援。そのため、介護テクノロジー等の導入にかかる費用を補助するとともに、導入等と一体的に実施する業務改善にかかる費用(※)を補助(※)介護記録ソフトの導入前後の定着を促進する費用やWi-Fi環境整備費用も含む。
- ②地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施
- ・地域の複数事業所における機器の導入に向けた研修や、地域のモデル施設の育成など、都道府県等が主導して面的に生産性向上の取組を推進
 - ・都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間でのケアプランデータ連携システム等の活用を地域で促進し、データ連携によるメリットや好事例を収集
- (2)小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善など協働化等の支援、経営改善支援モデル事業の実施
- ①人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、協働化・大規模化にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援等に加え、福祉医療機構(WAM)による経営分析などを行うための費用を補助することにより、経営改善支援モデル事業を実施
- ②福祉医療機構における介護施設等の経営サポート事業の体制強化を実施(事業スキーム：国 → WAM(実施主体)、運営費交付金の交付)
- (3)都道府県等による伴走支援等の実施
- ・小規模事業所等に対するICT導入や協働化等の伴走支援等が着実に実施されるよう、必要な都道府県等の体制を整備

【事業スキーム】



【実施主体】

都道府県 (都道府県から市町村への補助も可)

【負担割合】

(1)①、(2)①…国・都道府県4/5、事業者1/5

(1)②、(3)…国・都道府県 10/10

※国と都道府県の負担割合は以下の通り

(1)①、(2)①…国4/5、都道府県1/5

(1)②…国9/10、都道府県1/10、(3)…国 10/10

⑤成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・生産性向上の取組や経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善を推進することにより、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に繋げていく。

施策名:エ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

令和7年度補正予算案 56億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- 訪問介護等サービスについては、長引く人手不足や燃料代の高騰などにより、厳しい状況にある。
- こうした状況を踏まえ、都道府県・市町村が事業所の規模・形態や地域の実情に応じた最適な支援策を柔軟に実施できるよう、訪問介護等サービス提供体制の確保に向けた総合対策を行う。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- 地域において、利用者へ必要なサービスを安定的に提供できるよう、ホームヘルパーへの同行支援や常勤化への支援、協働化・大規模化の取組支援など、事業所規模や地域の特性に合わせた支援を行うほか、下記の支援を新たに行う。
 - ① 訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトを推進するため、都道府県等が行う訪問介護事業所と地域の多様なリソースとの協働モデルの構築や業務の役割分担ルールの策定等の支援
 - ② 訪問介護事業所が存在しない中山間地域等に所在する通所介護事業所等の役割の多機能化(訪問機能の追加)を推進するため、訪問機能の導入に向けた伴走支援や初期費用の助成、導入後の一定期間の支援
 - ③ 中山間地域等において、地域の需要に応じた柔軟な人員配置が可能なサテライト(出張所)の設置を促進するため、サテライトの設置に向けた伴走支援や初期費用の助成、設置後の一定期間の支援

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体:都道府県・市区町村
補助率:国:2／3、都道府県・市区町村:1／3
※中山間・離島等地域における取組(①のイ及びウ、②のウ、③のイ及びウ)については、国:3／4、都道府県・市区町村:1／4

【事業スキーム】



①人材確保体制構築支援事業

補助対象経費 (例)
ア. 研修体制づくりの支援
イ. 採用活動の支援
ウ. 経験年数が短いヘルパーへの同行支援
エ. 周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費の支援

②経営改善支援事業

補助対象経費 (例)
ア. 経営改善の支援
イ. 常勤化の促進の支援
ウ. 協働化・大規模化の取組の支援
エ. 広報活動に関する支援

③地域の体制づくり支援事業(拡充)

補助対象経費: 以下の取組に必要な経費
ア. 訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトの推進支援(5.9億円)
イ. 通所介護事業所等の多機能化(訪問機能の追加)の推進支援(11億円)
ウ. 訪問介護事業所のサテライト(出張所)設置の推進支援(12億円)

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 訪問介護等サービスの人材確保・経営改善や地域における在宅介護の提供体制づくりの取組を支援することで、在宅介護サービスの持続的・安定的な提供体制の確保が図られる。

【○訪問介護・ケアマネジメントの提供体制確保に対する支援】
施策名:エ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業
地域の体制づくり支援事業(訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトの推進支援)

令和7年度補正予算案 5.9億円(56億円の内数)

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3983)

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- 訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトを全国的に推進することで、介護人材の負担軽減と地域における持続可能なサービス提供体制の維持・強化を図る。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- 訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトを推進するため、都道府県等が行う訪問介護事業所と地域の多様なリソースとの協働モデルの構築や業務の役割分担ルール策定等の取組を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○補助対象経費:以下の取組に必要な経費

- ・ 家政婦(夫)との協働モデルの構築と研修受講要件緩和(総合事業)の検討
- ・ 地域ボランティア・学生等とのマッチング支援(人材バンクの整備等)
- ・ 業務の役割分担ルールの策定や実証事業の実施
- ・ 先進的な共生型生活支援体制の構築に資する調査研究
- ・ ケアマネ事業所や包括支援センターとの連携体制の構築等

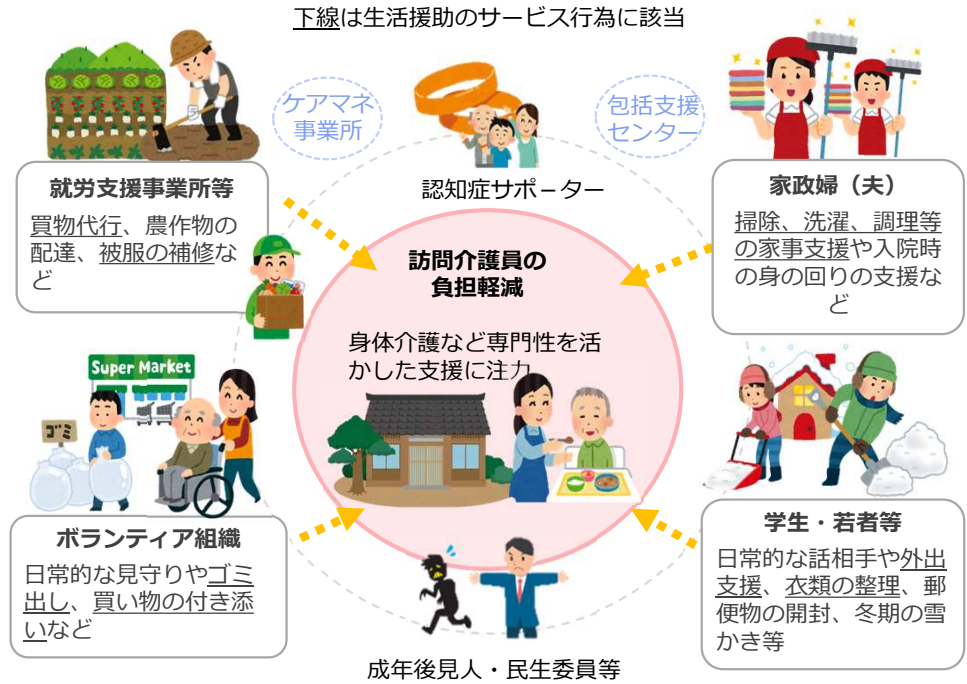
○実施主体:都道府県・市区町村(社会福祉協議会や福祉人材センター等への委託可能)

○補助率:国:2/3 都道府県・市区町村 1/3

【事業スキーム】



(参考) 業務分担のイメージ



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 地域の多様なリソースを地域の支援体制に組み込むことで、介護人材の負担軽減と地域における持続可能なサービス提供体制の確保が図られる。

【○訪問介護・ケアマネジメントの提供体制確保に対する支援】
施策名:エ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業
地域の体制づくり支援事業(通所介護事業所等の多機能化(訪問機能の追加)の推進支援) ※医療・介護等支援パッケージ

令和7年度補正予算案 11億円(56億円の内数)

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3983)

① 施策の目的

○ 訪問介護事業所が存在しない中山間地域等に所在する通所介護事業所等に対して、役割の多機能化(訪問機能の追加)を支援することで、安定的な訪問介護サービスの提供体制の確保を図る。

② 対策の柱との関係

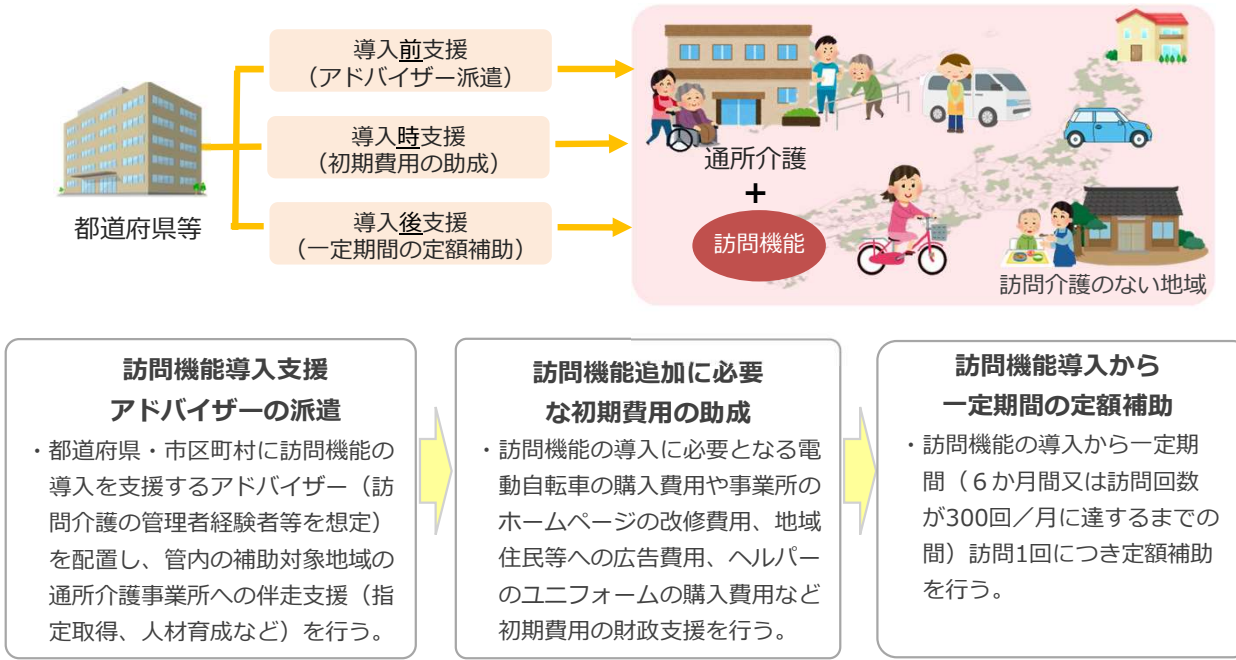
Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

○ 訪問介護事業所が存在しない中山間地域等に所在する通所介護事業所等の役割の多機能化(訪問機能の追加)を推進するため、訪問機能の導入に向けた伴走支援や初期費用の助成、導入後の一定期間の支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 補助対象経費
 - ・ アドバイザー配置に係る費用(人件費等)
 - ・ 訪問機能追加に必要な初期費用(備品購入費、広告費等)
 - ・ 経営安定までの定額補助費用
- 補助の対象
 - 訪問介護事業所が1か所もない、または必要なサービス提供が困難な状況(提供回数や移動距離等を勘案)にある地域に所在する、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所
- 実施主体:都道府県・市区町村
- 補助率:国:3/4 都道府県・市区町村 1/4
- 【事業スキーム】



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

○ 人口減少が進む中山間地域における在宅介護のインフラを迅速に再構築することで、将来にわたって安定的な訪問介護サービスの提供体制の確保が図られる。

地域の体制づくり支援事業(訪問介護事業所のサテライト(出張所)設置の推進支援)

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

○ 地域の需要に応じた柔軟な人員配置が可能となるサテライトの設置を促進することで、介護ニーズが限定的な中山間・人口減少地域等における訪問介護サービスの提供体制の維持・確保を図る。

② 対策の柱との関係

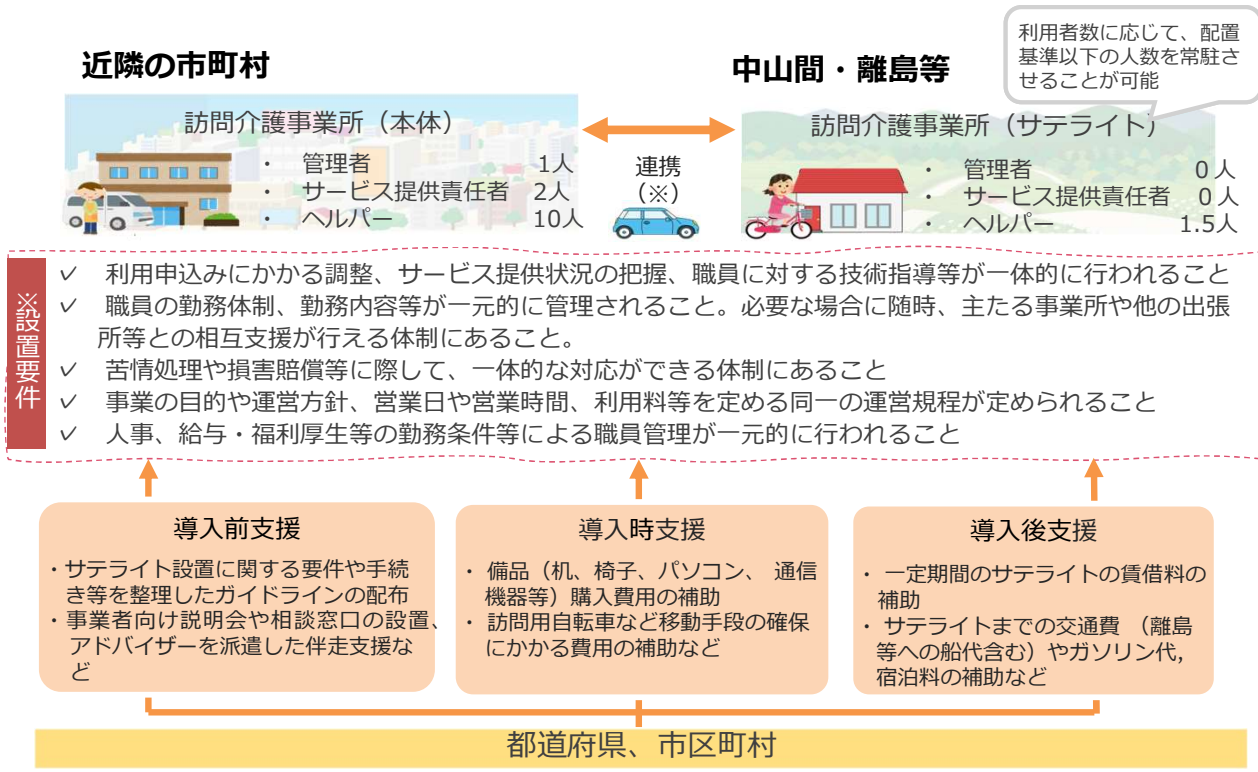
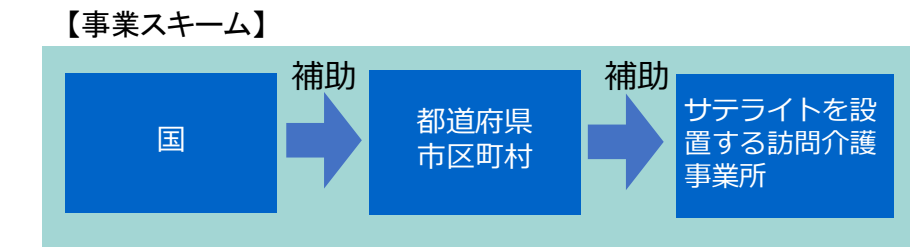
Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

○ 中山間地域等において、地域の需要に応じた柔軟な人員配置が可能なサテライト(出張所)の設置を促進するため、サテライトの設置に向けた伴走支援や初期費用の助成、設置後の一定期間の支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 実施主体:都道府県、市区町村
- 具体的な補助要件や補助内容等
 - (導入前支援)・・・制度の周知や設置に向けた伴走支援
 - (導入時支援)・・・設置にかかる初期費用の助成
 - (導入後支援)・・・一定期間のランニングコストの助成など
- 補助率及びスキーム
補助率:国:3/4 都道府県・市区町村 1/4



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

○ サテライト設置を促進することで、中山間・人口減少地域における訪問介護サービスの提供体制の維持・確保が図られる。

① 施策の目的

- ・ケアマネジャーの役割の重要性が増大している一方で、ケアマネジャーの人数は減少傾向にあり、高齢化も進んでいることから、今後、介護サービスを受けられない高齢者が発生する恐れがある。
- ・令和6年12月にとりまとめられた、「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」中間整理においても、法定業務以外の業務への対応について、地域の取組を促進する方策の検討や、「潜在ケアマネジャー」の実態把握や復職等の促進について盛り込まれたところ。
- ・そのため、利用者のために質の高いケアマネジメントを実現する観点から、ケアマネジャーがケアマネジメント業務に注力することができるよう、業務負担を軽減しつつ、なり手を確保していくことを目的とする。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- ・地域の高齢者に対して適切なケアマネジメントが提供されるよう、地域の特性に応じたケアマネジャーの人材確保体制の構築やタスクシフト支援、事業所規模や地域の特性に合わせた経営改善支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体：都道府県
負担割合：国：2／3、都道府県1／3

```
graph LR; A[国] -- 補助 --> B[都道府県]; B -- 補助 --> C[市町村]; C -- 補助 --> D[事業者];
```

①介護支援専門員人材確保支援事業
○補助対象経費（例）
ア. 中山間・離島等地域における採用活動
イ. 「潜在ケアマネジャー」の実態把握や事業所とのマッチング、復職後の相談対応や環境整備の支援 等

②介護支援専門員業務負担軽減支援事業
○補助対象経費（例）
ア. 事務職員の採用や研修の支援
イ. 公共的な団体による業務の受け皿創設支援
ウ. シャドウワークに関する相談窓口の設置

③居宅介護支援事業所経営改善支援事業
○補助対象経費（例）
ア. コンサルの派遣による、加算の新規取得や職員の待遇改善、大規模化・協働化等の経営改善支援
イ. 利用者確保のための広報活動支援

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・ケアマネジャーの人材確保・業務負担軽減・事業所の経営改善の取組を進めることで、地域における持続的・安定的なサービス提供体制を確保する。

施策名:地域のケアマネジメント提供体制確保等に向けた総合対策

① 施策の目的

- 複合的な課題を抱える高齢者の増加等により、ケアマネジャーの役割の重要性が増大している一方で、ケアマネジャーの人数は減少傾向にあり、今後、介護サービスを受けられない高齢者が発生する恐れがある。利用者のために質の高いケアマネジメントを実現する観点から、ケアマネジャーがケアマネジメント業務に注力することができるよう、業務負担を軽減しつつ、人材を確保していくことが喫緊の課題。
- そのため、地域の特性に応じたケアマネジャーの人材確保体制の構築やタスクシフト支援、事業所規模や地域の特性に合わせた経営改善支援に加え、ケアマネジャーの魅力発信を通じた人材確保の促進を図ることが必要。
- また、研修の負担軽減やケアマネジメントの質の向上を図るため、ケアマネジャーの研修教材等の統一やオンライン受講の推進を行うとともに、適切なケアマネジメント手法の更なる普及促進等を図ることが必要。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

地域のケアマネジメント
提供体制確保支援事業

地域の高齢者に対して適切なケアマネジメントが提供されるよう、地域の特性に応じたケアマネジャーの人材確保体制の構築やタスクシフト支援、事業所規模や地域の特性に合わせた経営改善支援を実施。

「医療・介護等支援パッケージ」に掲示

ケアマネジャーの人材確保に向けた
魅力発信のための広報事業

ケアマネジャーの仕事のやりがいや実際の業務のイメージなどを、学生や「潜在ケアマネジャー」などに周知するために、リーフレットや広報動画の作成等、ケアマネジャーに関する広報事業を実施。

58百万円

介護支援専門員資質向上推進

ケアマネジャーの法定研修について全国統一の実施が望ましい科目の講義動画・教材を作成し、オンラインで提供できるようにするとともに、ケアマネジメントの質の向上を図るため、適切なケアマネジメント手法の更なる普及促進や必要な更新等を実施。

96百万円

④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ケアマネジャーの人材確保やケアマネジメントの質の向上等を図ることにより、地域における持続的・安定的なサービス提供体制を確保する。

施策名:ケアマネジャーの人材確保に向けた魅力発信のための広報事業

① 施策の目的

- ・ケアマネジャーの人数は減少傾向にあり、高齢化も進んでいる一方で、介護サービスの利用者数は増加していることから、今後介護サービスを受けられない高齢者が発生する恐れがあり、早急にケアマネジャーの人材確保が必要である。
- ・令和6年12月にとりまとめられた、「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」中間整理においても、人材確保に向けて、若年層や「潜在ケアマネジャー」への魅力発信の取組を促進することが盛り込まれたところ。
- ・そのため、ケアマネジャーの仕事の魅力について、学生をはじめ介護業界を新たに目指す人や「潜在ケアマネジャー」等に広く周知することにより、ケアマネジャーの人材確保の促進を図る。

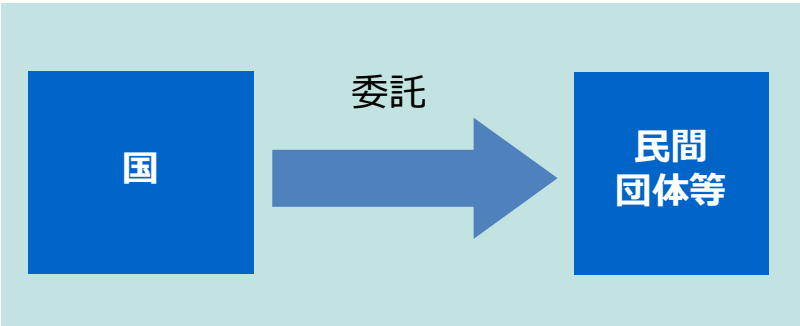
② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- ・ケアマネジャーの仕事のやりがいや実際の業務のイメージなどを、学生や「潜在ケアマネジャー」などに周知するために、リーフレットや広報動画の作成等、ケアマネジャーに関する広報事業を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【想定される実施内容】

- 周知用リーフレット・パンフレット・学習用漫画の作成・発送
→ ケアマネジャーの業務内容やキャリア、実際に働かれている人の声などをまとめたもの
- 周知ポスターの作成・発送
→ ケアマネジャーをテーマにした職業PR
- 広報動画作成
→ ケアマネジャーの一日に密着した動画・Youtube掲載

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・ケアマネジャーの仕事の魅力発信を通じて、人材確保を促進する。

令和7年度補正予算案 96百万円(16億円の内数)

施策名:介護支援専門員資質向上推進事業**① 施策の目的**

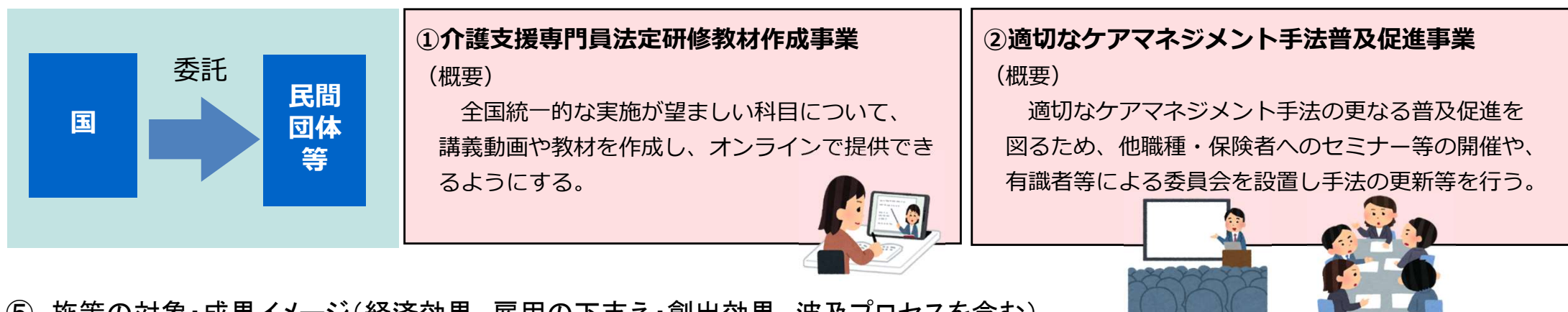
- ・利用者のために質の高いケアマネジメントを実現する観点から、ケアマネジャーがケアマネジメント業務に注力することができるよう、研修受講に当たっての負担軽減を図るとともに、ケアマネジメントの質の向上を図る取組を実施することが必要。
- ・令和6年12月にとりまとめられた、「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」中間整理においても、全国統一的な実施が望ましい科目について、国レベルで一元的に作成する方策やオンライン受講の推進など、受講者の負担を大幅に軽減する方策について検討することや、適切なケアマネジメント手法の更なる普及促進について盛り込まれたところ。
- ・そのため、ケアマネジャーの研修教材等の作成やオンライン受講の推進を行うとともに、適切なケアマネジメント手法の更なる普及促進等を行うことにより、研修の負担軽減やケアマネジメントの質の向上を図る。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- ・ケアマネジャーの法定研修について全国統一的な実施が望ましい科目の講義動画や教材を作成し、オンラインで提供できるようにするとともに、ケアマネジメントの質の向上を図るため、適切なケアマネジメント手法の更なる普及促進や必要な更新等を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等**⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)**

- ・ケアマネジャーの研修の負担軽減やケアマネジメントの質の向上を図る取組を進めることで、地域における持続的・安定的なサービス提供体制を確保する。

施策名: 介護関連データ利活用に係る基盤構築事業

令和7年度補正予算案 125億円

① 施策の目的

介護情報基盤を活用した情報共有に向けて、介護情報基盤の整備に必要なシステム開発、関連システムの改修、介護事業所等に対する導入支援等を行う。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

介護情報基盤の開発や、国保中央会・支払基金の関連システムの改修を実施するとともに、介護事業所等の利用環境整備に必要な支援を実施することで、介護情報等を保険者(市町村)、介護事業所等で適切に活用いただく環境を整え、業務の効率化や介護サービスの質の向上を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

□ 実施要件

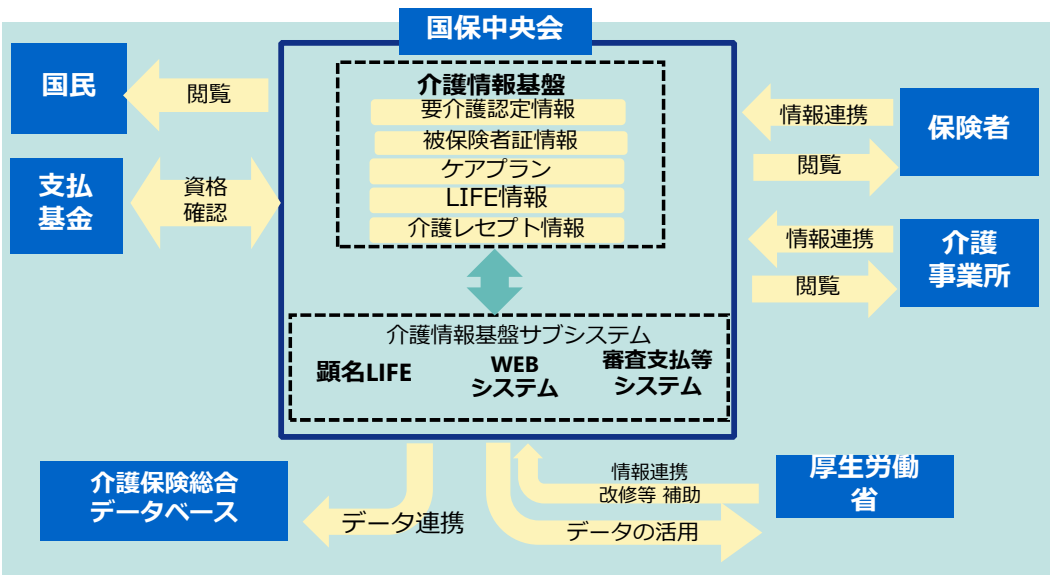
・実施主体

国民健康保険中央会、
社会保険診療報酬支払基金

【改修・開発事項】

＜国保中央会で行う改修等＞

- ①介護情報基盤の開発
 - ②介護保険資格確認等WEBサービス改修
 - ③介護保険審査支払等システム改修
(閲覧情報の拡張等)
 - ④顕名LIFE改修
 - ⑤介護事業所等支援
- ＜支払基金で行う改修＞
オンライン資格確認等システム等改修
(閲覧情報の拡張等)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

介護情報基盤を通じた介護情報の電子的共有により、利用者本人、市町村、介護事業所等の関係者が、利用者に関する情報を共有・活用することで、業務の効率化やサービスの質の維持・向上が期待できる。

施策名: 介護保険制度の運用等に必要なシステム整備事業

① 施策の目的

介護情報基盤の整備等に対応するため、都道府県システム、市町村等(保険者)システム及び国民健康保険団体連合会の「介護保険審査支払等システム」の改修に必要な経費を補助する。

② 対策の柱との関係

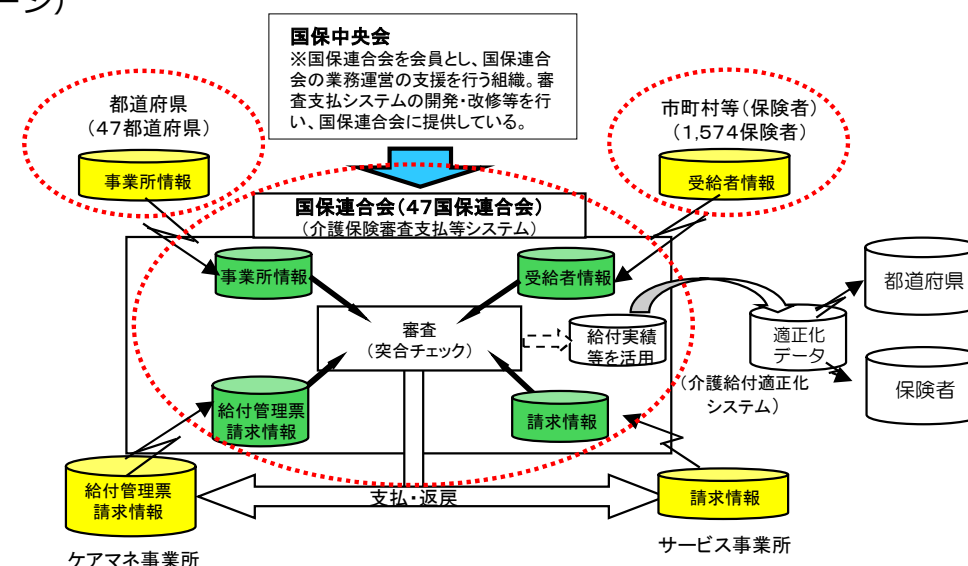
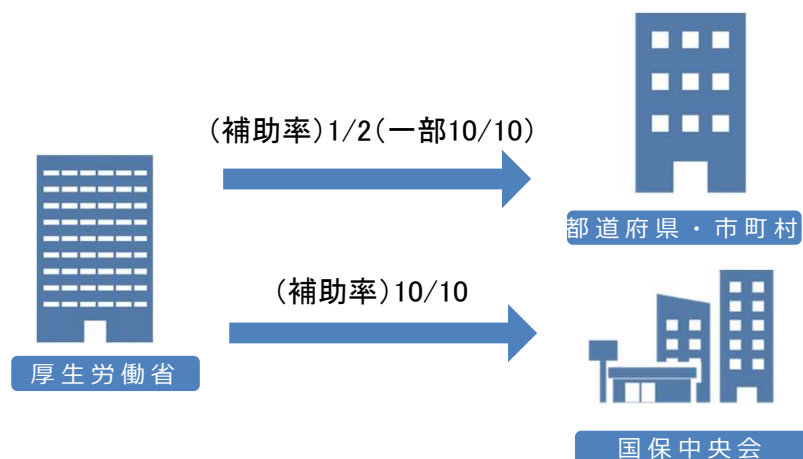
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

介護情報基盤の整備等に対応するため、都道府県システム、市町村等(保険者)システム及び都道府県国民健康保険団体連合会の「介護保険審査支払等システム」の改修を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(事業イメージ)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

全ての保険者等に対して介護情報基盤の整備等に伴うシステム改修経費の補助を行うことで、介護保険制度の円滑な運営を図る。

① 施策の目的

介護現場において、テクノロジーの活用等によるサービスの質の向上や職員の負担軽減といった生産性向上の推進は喫緊の課題となっており、効果的なテクノロジーの普及をより強力に進めていく。

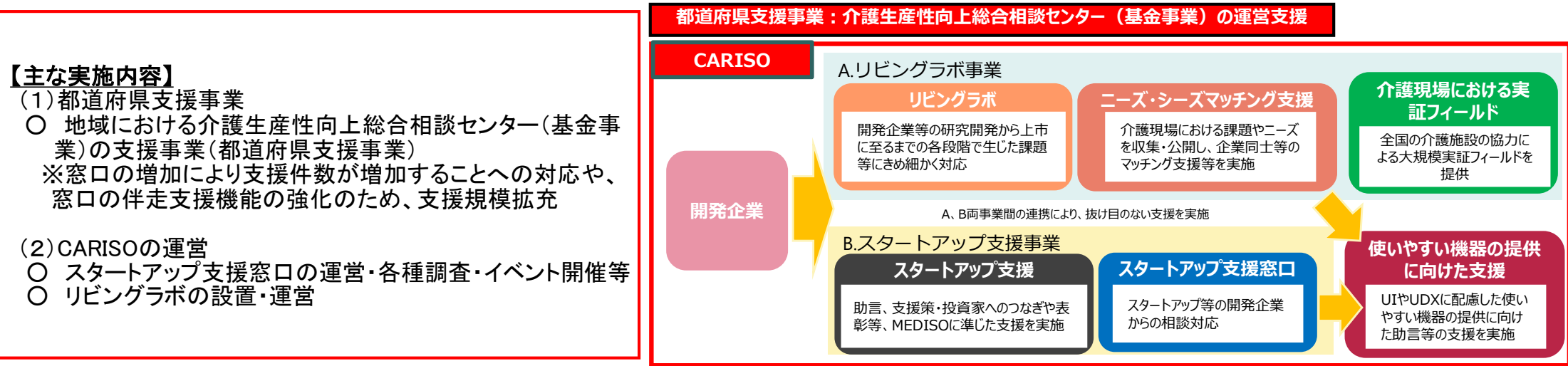
② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

地域における総合的な生産性向上の取組を推進するための支援を実施するとともに、CARISO(CARe Innovation Support Office)を運営し、研究開発から上市に至るまでの各段階で生じた課題等に対する総合的な支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

介護現場におけるテクノロジーへの理解を促進し、開発企業が介護テクノロジー市場に参入しやすい環境を整備し、介護現場の生産性向上を加速化させつつ、更なるテクノロジーの活用推進についてのエビデンスの充実を図る。

施策名：認知症基本法に基づく認知症施策推進事業

① 施策の目的

国民一人一人が自分ごととして認知症を理解し、認知症の人が希望を持って自分らしく暮らすことが出来るという考え方（「新しい認知症観」）に基づき施策を推進するために、多くの自治体で、地域住民に対して「新しい認知症観」に関する普及啓発等を実施し、認知症施策推進計画が策定されることを目的とする。

また、計画策定及び認知症施策を推進する上で、認知症の人や家族においては、診断後、今後の生活や認知症に対する不安を抱えている人が多く、日常的に集まり・過ごすことのできる場がないといった課題があり、そうした状況を踏まえ、不安の軽減を図り、円滑な日常生活を過ごせるよう支援し、生きがいや希望を持って暮らしていくことができる環境を整備することを目的とする。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

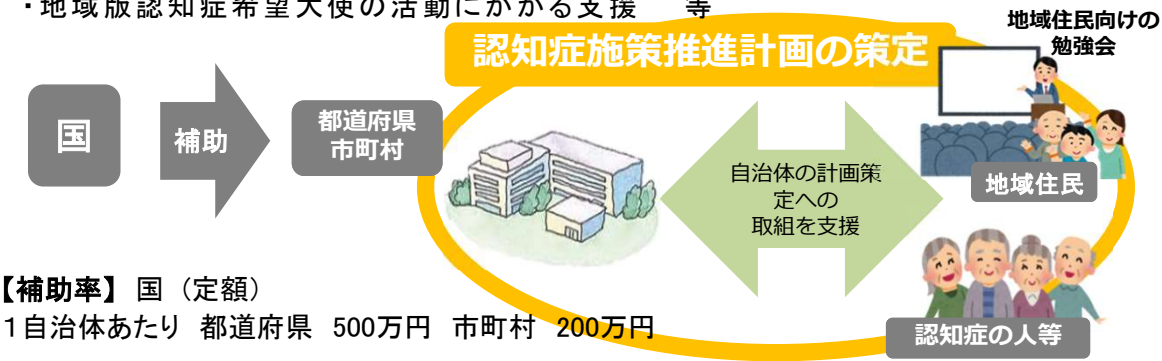
③ 施策の概要

- (1) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく都道府県・市町村の認知症施策推進計画の策定支援事業
- 自治体が、地域住民に対して「新しい認知症観」や認知症基本法の普及啓発を図るとともに、認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴いた上で「新しい認知症観」に基づき施策を推進するために、認知症施策推進計画を策定する際の準備に係る経費を補助する。
- (2) 認知症の人やその家族の視点に立った多様な居場所づくり支援事業
- 自治体において、ピアサポート活動などの活動拠点や、認知症の人とそれ以外の人（子ども、障害者等を含めた地域住民）との交流の場等の立ち上げを支援し、認知症の人や家族等の地域の居場所づくりに係る経費を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 対象事業例

- 認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴く場の設置
- 地域版認知症希望大使の活動にかかる支援 等



【補助率】国（定額）
1自治体あたり 都道府県 500万円 市町村 200万円

(2) 対象事業例

- ピアサポート活動、本人ミーティングなどの事業の活動拠点
- 認知症の人とそれ以外の人（子ども、障害者等を含めた地域住民）との交流、相互理解、普及啓発の場 等



【補助率】国（定額）
1カ所あたり 300万円

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

「新しい認知症観」や認知症基本法の理念に基づき、国・地方が一体となって認知症施策を推進することで、認知症になっても地域で安心して自分らしく暮らすことができ、誰も取り残さない社会の実現に向けた一助となる。

【○災害からの復旧・復興に対する支援、医療施設等の耐災害性強化】

施策名: 医療施設、社会福祉施設等への災害復旧支援(施設整備)

令和7年度補正予算案 39億円

① 施策の目的

災害により被害を受けた各施設について、早期の復旧を推進する。

③ 施策の概要

災害により被害を受けた各施設の速やかな復旧を図るため、各施設における災害復旧事業に要する事業費の一部について、財政支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

対象施設		医療施設	社会福祉施設等	
		・ 医療機関（公的医療機関、政策医療実施機関） ・ 医療関係者養成施設 等	・ 障害者支援施設 等	・ 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム 等
補助率等	原則	1 / 2	①直接補助 国 1 / 2、都道府県等 1 / 2 ②間接補助 国 1 / 2、都道府県等 1 / 4、設置者 1 / 4	特別養護老人ホーム・養護老人ホーム等の場合： 国 1 / 2、都道府県・政令指定都市・中核市 1 / 4、事業者 1 / 4
	激甚災害として指定された場合等	・ 公的医療機関 2 / 3 に引き上げ ・ 政策医療実施機関 交付対象施設の基準額の上限撤廃	国の補助率 1 / 2 + α	特別養護老人ホーム・養護老人ホームの国庫補助率を国・都道府県等 5 / 6、事業者 1 / 6 に引き上げ

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

災害により被害を受けた各施設を早期に復旧するための財政支援を行うことにより、被災地の復旧・復興を加速させ、国民生活の安全・安心に貢献する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
						○			

① 施策の目的

災害により被害を受けた社会福祉施設等について、早期の復旧を推進する。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
						○			

③ 施策の概要

災害により被害を受けた社会福祉施設等の速やかな復旧を図るため、社会福祉施設等における災害復旧事業に要する費用の一部について財政支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

	障害者支援施設等	介護サービス事業者等
実施主体	都道府県、政令指定都市、 中核市	都道府県、政令指定都市、 中核市
補助率	定額	定額
補助対象	激甚災害に指定された災害 （※）により被災した障害者施設等の備品購入費	激甚災害に指定された災害（※） により被災した介護施設等の備品購入費



※令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

災害により被害を受けた社会福祉施設等を早期に復旧するための財政支援を行うことにより、施設利用者等に対する安全・安心なサービス提供の継続を確保する。

施策名: 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく耐震化等(医療施設等、社会福祉施設等)

① 施策の目的

「第1次国土強靱化実施中期計画」(令和7年6月6日閣議決定)等を踏まえ、災害時において適切な医療提供体制を維持するとともに、社会福祉施設等の利用者等の安全を守るため、防災・減災対策に関する施設整備等を行う。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
						○			

③ 施策の概要

医療施設等、社会福祉施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備や給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等及び医療コンテナの活用促進の対策を講じる。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

	医療施設等	障害者支援施設等	高齢者施設等	隣保館	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関
実施主体	病院等	都道府県 政令指定都市 中核市	都道府県 市区町村	市町村	独立行政法人国立病院機構
補助率	国1／2、事業者1／2 国1／3、事業者2／3	国1／2、都道府県・政令指定都市・中核市1／4、設置者1／4	定額 又は 国1／2、自治体1／4、事業者1／4	国1／2、政令指定都市・中核市1／2 又は 国1／2、府県1／4、市町村1／4	国 10／10
補助対象となる事業	①耐震化整備 ②非常用自家発電設備整備 ③給水設備整備 ④医療コンテナ活用促進	①耐震化整備 ②ブロック塀等改修整備 ③水害対策強化 ④非常用自家発電設備整備	①耐震化整備 ②ブロック塀等改修整備 ③水害対策強化(※) ④非常用自家発電設備整備	①耐震化整備 ②ブロック塀等改修整備	①耐震化整備

※老朽化したエレベーターの更新等含む。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療施設等、社会福祉施設等の耐震化整備等を支援し、防災・減災、国土強靱化を推進する。